

# 意見陳述書

2010年4月12日

請求人ら代理人弁護士 坪 田 康 男

## 第1 本件事件の特質

監査請求書に添付した既に公表されている「経理処理問題に関する自主調査結果の概要」には、「預け金」「一括払」「差替え」などの聞き慣れない用語について、一切説明がありませんでした。

このことの問題は、後に述べますが、市民オンブズマン福井が情報公開請求をして入手した「経理問題に関する自主調査報告書」には、これらについて、不適正な経理処理の態様として、説明がなされています。

例えば、「預け金」については、「業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより・・・」とあります。

「一括払」については、「支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより・・・」とあります。

私たちが本監査請求を行った時点では、本件に関する情報は、新聞報道と「概要」しかありませんでした。その限られた情報によって知りうる限りでも、捜査機関の不正経理は、県民にとって大きな衝撃でした。

しかし、この度、この「報告書」に接し、その衝撃は、より一層強いものとなりました。「虚偽の内容の関係書類を作成した」というのですから、虚偽公文書作成罪に該当する可能性が高く、そうなれば、まさしく犯罪行為そのもの

です。

本件は、犯罪捜査をすべき立場にある人間が、自ら日常的に犯罪行為を続けてきたかも知れないという極めて深刻な重大な事件なのです。

私たちは、平成9年に発覚した福井県カラ出張事件の際、県民の血税をないがしろにした違法行為であることを指摘しました。

今回の事件も、もちろん、そういった側面があります。

しかし、それ以上に、このような重大な問題でもあるのです。

審査委員におかれては、この問題が、そういった深刻な問題であることを十分にご認識の上、厳正な審査を行って頂きたいと、県民の立場から希望致します。

## 第2 審査についての要望について

さきほど申し上げたとおり、本件では、「預け金」「一括払」「差替え」などの聞き慣れない言葉が登場してきております。

県民になじみのない、このような言葉が、特段の注釈もなく使用されていることに強い違和感を覚えます。

しかも、その内容は、さきほど述べたとおりです。

「自主調査」は、その対象を需用費（消耗品費、印刷正本費）に限定していますが、それでも、425件の違法行為が発覚しています。

その一つ一つが、「虚偽の内容の関係書類を作成し」て行われていたとのことであります。

さきほどは、「預け金」「一括払」「差替え」について述べましたが、それ以外の「翌年度納入」は、「実際の納入日より前の日付を検収日として記載することなど・・・」であり、「前年度納入」は、「実際の納入日より後の日付を検収日として記載することなど・・・」と説明されています。

また、「先払い」は、「当該物品が納入される前に、これらが納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして・・・」とあり、「契約前納入」

は、「関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなど  
・・・」と説明されています。

何故このようなことが行われてきたのでしょうか。そして、何故、こんな違法行為を示す言葉が存在するまでに定着してしまったのでしょうか。県民としては、そのことを知りたいと思います。単なる結果や現象の問題としてだけとらえるのではなく、その原因に遡って、厳正に調査して頂きたいと思います。

そして、県民が理解できる言葉で、そして、可能な限り具体的に、この度の不正経理の実態を明らかにし、このようなことが2度と起きないための是正策を示して頂きたいと思います。

県民としては、今回の事件が厳正に審査されることにより、2度と同じことが起きないことを何より願っているのですから。

### 第3 損害について

なお、「自主調査」は、私的流用さえなければよいかのような報告をされていますが、そうではありません。

この点については、先のカラ出張についての福井地方裁判所判決が、その本質を突いていますので、引用させて頂き、意見に代えたいと思います。

「・・・，前記のとおり，地方公共団体においては，公務遂行上の経費については，その目的を達成するために必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならず（地方財政法4条1項），予算に計上して議会の議決を経ることを要し，その予算の執行は，その定められた目的に従って行われるのが原則であり，予算の各款及び各項の間の流用は原則として許されない（法220条2項）とされ，経費の支出についても財務会計法規に従ってなされることが要求されており，そのような厳格な規制によって，地方財政の健全性を確保しているのであるから，虚偽架空の事実に基づいて会計処理を行っても，それで得た金銭を公務遂行上の経費に充てれば，損害がないと解することができる」とすれば，法や地方財

政法等が経費の支出に関して様々な規制を設けているのにこれらを容易に潜脱できることになってしまい、地方財政の健全性の確保の要請に真っ向から反することになり不当である。

以上

平成 22 年 4 月 12 日

福井県監査委員殿

請求人 内田佳次

## 福井県警の違法不当支出の全額返還を求める住民監査請求

### 意見陳述書

#### ①はじめに

「警察業務の特殊性」という言葉は聞き飽きました。

いつになればきちんとした情報公開がなされるのでしょうか。警察はそんなに特殊でしょうか。警察で使用する消耗品は、警察で使用する印刷製本は、それらの発注からの納品までの流れは、他の公共団体における場合と違ってどう特殊なのでしょうか。

そのような治外法権的な特別扱いは止めましょう。県警の特殊性は警察が自分自身でふたを閉ざしているに過ぎません。県民からすれば理解ができません。国民の税金の使い方はどの部門、どの部署も同じであるはずです。

#### ②外部のメンバーを入れない調査の特殊性

福井県ではこのような調査に弁護士を入れていますが。特殊であるならばなおさらのこと、その特殊性を外部の第三者の理解のもとで判断を下すべきであります。違法不当な支出だけにその内容は、より客観的により公正に調査されるべきであり、その意味においては自主調査報告書の内容は不十分であり、再調査のうえ支出額を再点検しなければ出された数字は正当とは言えません。

#### ③調査対象が需用費（消耗品費、印刷製本費）に限定している特殊性

住民監査請求書本文 1 - (5) でも述べているとおり、これだけの違法不当支出が発覚しているのに、需用費だけに限定しているのは特殊性では片付けられません。これも、“自主調査” 所以の偏重な裁量だと首を傾げたくくなります。調査する項目も外部のメンバーが決定すべきであります。一般的には、違法不当な支出が需用費で発生しているということは氷山の一角と推定できます。他の費目にも調査を広げて支出額を再点検しなければ出された数字は正当とは言えません。

④「経理処理問題に関する自主調査報告書」内容の特殊性

第2県費関係 5調査方法 (1)業者に対する書面調査 における内容で、未回答業者53社に対しては「電話により不適正な取引のないことを確認」とありますが、電話で確認して完了というのはあまりにも調査としてはお粗末ではないでしょうか。調査が専門の警察においては甚だ手緩いと思います。どうして他の業者と同様の調査ができないのでしょうか。外に厳しく内には甘いといわれても仕方ありません。きちんとした調査を行なってください。

同様のことは第3国費関係 3調査方法 (3)業者における書面調査 でも未回答業者21社に対して同様の対処をしています。

⑤公的使用の適正・不適正、私的流用の規準の特殊性

いちばん曖昧なのは不正があったとして職員による返還額 2,707 千円の認定根拠です。警察の特殊性と自身が言っているとおり、その判断基準には特殊性が介在していると考えるのが一般的です。今一度外部の視点で考査されなければ正当な数字とは言えません。

例えば、「預け金一括払差換え」エ損失率 11.05% というデータも根拠は示されていません。一般的に入札であれば 20%相当の減額が可能であり、あらゆる角度からの再点検が必要な理由がここにあります。

平成22年4月12日

## 福井県警の違法不当支出の全額返還を求める住民監査請求

### 意見陳述書

伊東晴美

#### 「はじめに」

税金に対する想像力の欠如としか言いようがない。

福井県が、昨年（平成21年）11月10日に、2003年（平成15年）4月から2009年（平成21年）8月末までに、預け、一括払い、差し替えなどの虚偽書類による約4億8300万円の不正経理があったことを発表した記者会見での総務部長の説明である。

「公的な物を買うから少々ルールを逸脱しても仕方ないという、ずれた意識が払しょくされていなかった。」（福井新聞11月11日）

さらに、それから3ヵ月後の（平成22年）2月10日に、福井県警も同様の手口による約1560万円の不正経理があったと発表した。

犯罪を取り締まる警察の組織においてさえ真つ当な経理が行われていなかったというわけで、県民の衝撃と失意は県庁の比ではない。

公務員の皆さんに問いたい。

「この不況下、どんな思いで庶民が納税しているか、考えたことはないのか」と。

#### 「内部調査にとどまった不信」

平成9年に、福井県のカラ出張の総額が約21億6千万円にのぼることが発覚したが、全体の8割近い約17億円は公務遂行上の経費として返還対象とされなかった。このことが既述の総務部長の言につながることは自明の理である。

税金を正しい用途以外に利用するのは違法不当だという認識がない。

今回の福井県警の不正経理発覚は、税金に対する認識の甘さが福井県警職員にまで及んでいることを露呈したものであり、もはや県民は「役人はそもそも信用ならない」という性悪説に立つしかない。

しかし、福井県が今回の調査において外部調査委員会を設置したことは評価できる。調査委員会の委員長である小島峰雄弁護士は「必要なものを購入するのになぜ小細工する必要があるのか。職員の意識がずれている。」と厳しく指摘している。

不正経理は民間企業にもあるが、その原資は稼いだ金であり、放っておけば倒産という「究極の自浄作用」も働くが、税金で仕事をし、倒産もしない役所に自浄作用が働かないことは事実が証明している。

役所の不正防止には、第三者が常時チェックできるような、監視機能を外部へ委ねるシステム作りも、今後検討すべきである。

ところが、福井県警においては「業務の特殊性」を理由に調査に外部メンバーを入れなかった。どんな立場であれ、組織の人事で動いている人間が、同僚のうらみを買ってまで厳しく調査するだろうか。

これを裏付ける聞き取り調査がある。  
2月22日に、全国市民オンブズマン連絡会議の事務局である内田隆氏が福井県警会計課次席に電話で質問した回答である。

(2月19日付け事務局日誌 <http://ombuds.exblog.jp/m2010-02-01/>)

(次席からの発言)

先日、貸金、旅費、役務費及び備品購入費などは調査対象になっていないと発言したが、これは、今回は外部の業者との取引について調査したためである。貸金等は毎年の内部監査で厳正にチェックしている。

→ (全国オンブズ事務局の質問)

今回の調査対象とした、消耗品費、印刷製本費も毎年の内部監査で厳正にチェックしていたのではないか？

→そうです (次席)。

次席の回答は完全に矛盾しており、内部調査の限界を自ら認めるものである。

## 「中途半端な返還額」

福井県警は、今後は内部監視機能を強化すると表明しているが、不正経理の本質は単に内部監視機能云々の制度論、技術論ではない。

返還額においても、不正経理全額ではなく「公金の支出として不適当な物品の取得額」のみを対象とすることで、問題に幕を引こうとしている。

「批判はやがて収まる」が本音ではないのかとさえ疑いたくなる。

監査委員におかれては、県民の、福井県警察に対する信頼回復のために厳正な監査を実施していただくことを強く要望するものである。

以上